

会 長	局 長	次 長	係 長	係

合議

平成30年1月25日

奄美市農業委員会

第1回定例総会議事録

署名委員 平井孝宜

署名委員 西 盛満

奄美市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年1月25日(木) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	柴清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 大山美智子委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 朝 至和

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・事前協議委員の選定について
- ・2月定例総会等の日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第3号 名瀬・笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)
の取り消しの決定について

協議事項

- ・農地中間管理事業のビデオ

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成30年第1回定例総会を開会いたします。

(欠席委員なし)

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、16番平井 孝宜委員と2番西 盛満委員
のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第1号から議案第3号までの3件を予
定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたし
ますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、議長を会長

<p>議 長</p>	<p>代理と交代して議事を進めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.1につきましては、売買による所有権移でございます。受人は3ページにあります様に果樹を30.1アール栽培しており、取得地にも果樹を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.2につきましては、贈与による所有権移転でございます。15ページにありますように受人はタンカンを39.8アール栽培しており、取得地にもタンカンを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上2件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>(前山委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.1の譲受人について、調査報告をいたします。</p> <p>この間の日曜日の午後4時前に本人宅を訪問し本人と直接会いまして調査をいたしました。この土地はもう50年程前に買い取って現在使っているところだという事で、中々相手方から印鑑が貰えずにずっとそのまま置いていたものですからそのままになっていましたが、今回県の方で護岸工事が入るという事で、この様な運びになりまして間違いありませんのでよろしくお願ひしますという事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりですのでご報告いたします。以上です。</p>

事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.1の譲渡人について調査報告いたします。</p> <p>平成30年1月24日午後4時30分頃に不在者財産管理人であります法務事務所へ問い合わせた結果、去年の8月定例会で申請がありました農地の残地分の申請になっておりますという事でした。内容としては二級河川であります住用川の拡幅工事で買収に掛かる農地になります。鹿児島県が土地の不在者取り扱いで裁判官より主文が言い渡された法務事務所が選任され、申立人であります現在の耕作者での申請となっております。また、不在者が現れた時は許可の内容を説明し、受人が対価を支払う事となっております。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。</p>
14番	<p>(中村委員)</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請No.1の土地について報告いたします。</p> <p>1月24日(水)午後12時30分申請地を調査しました。この申請地は昨年8月に審議し許可された農地の残地部分になります。現在タンカンの幼木、成木が植え付けてあり、申請地の周囲はイノシシ等の侵入を防ぐ金網が設置されておりました。以上です。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請No.2の譲受人について調査報告いたします。</p> <p>1月24日(水)午前8時30分譲受人宅で調査しました。譲渡人とは従弟同士という事でした。現在一人でタンカン4反近く栽培、管理されており、年齢的に中々大変ではないかと思いましたが、今年2月には息子さんが会社を退職する予定ですので、夫婦でUターンし一緒に規模拡大していきたいとの事でした。記載内容についても一部訂正がありましたが間違いのない事を確認しました。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりですのでご報告いたします。</p> <p>No.2の土地について報告します。</p> <p>この申請地は住用町西仲間集落内の国道58号線の近くにあり、現在農道整備が行われております。申請地は収穫出来るタンカンの成木が20本程植え付けてありました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.2の譲渡人について調査報告いたし</p>

	<p>ます。</p> <p>現在大和村に居住していますので、1月12日午後4時頃に電話にて農地法第3条の所有権移転について確認したところ、既に死亡していますが受人の夫と従兄弟になるそうです。現在受人が昭和30年頃から果樹を栽培しており、所有権移転をせずに現在に至っているという事でした。土地の所在、面積等申請書の記載内容に間違いはないとの事でした。本人より身内になりますのでよろしくお願ひしますという事でした。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>一寸分かりにくいので教えて戴きたいのですが、No.1の譲渡人の住所が佐世保の官有無番地となっていますが、そこにはいないという事ですか。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>既に死亡しております。生存されておらず不在者という事で裁判所へ上げて、裁判所から法務事務所の方に不在者財産管理人という事で選任された訳です。相続人もいないのです。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>農地の場合、ままありそうな話しなのです。そう言う場合、こういう風にして対応出来るのですね。裁判所に申し出て裁判所の審判を受けて出来るという事ですね。</p>
事務局	<p>(茂木住用分室長)</p> <p>裁判所がこの案件について不在者財産管理人という司法書士、弁護士等の方を指名してあなたがなりなさいと、この相続人は出て来ないとは思いますが、もし出て来た時にはこの対価を支払うやり方です。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>それまで裁判所が預かっておくという事ですか。</p>
事務局	<p>(茂木住用分室長)</p>

<p>1 1 番</p> <p>事務局</p>	<p>そうですね。</p> <p>(肥後委員)</p> <p>分かりました。</p> <p>(池次長)</p> <p>この間新聞に載っていましたが、国会とかの中で今後そういう事案、所有者が分からないとかなった時に法務局の調査官が指導するみたいな事を書いていましたので、今後そういう新聞等にも目を通しておく様に委員、推進委員にお願いしておきます。</p>
<p>4 番</p> <p>事務局</p>	<p>(榮委員)</p> <p>これは公共事業の河川改修とか道路とか砂防ダムとかで土地が不在者に関わりが出て来るとこういう案件が必ず出て来ると思いますが、これは偶々住用の河川改修に伴い県とのやりとりの中で裁判所の手続きを経ていますが、この農地は河川改修の買収用地に掛かる訳ですよ。一旦買われてその方から県が河川改修用地として買い上げるという形になるのですよね。</p> <p>(茂木住用分室長)</p> <p>これは、先程原主幹からありました様に県が買収するものについては登記を県が回します。これは残った部分です。残った分も全部県が回してくれれば良いのですが、自分達が必要な分だけ買って必要な分だけ登記を回しますので、残った分の登記については本人がしなければいけないと、色々やったのですが所有者不在という事で裁判所の審判を得て法務事務所を財産管理人として許可申請を上げているという事です。</p>
<p>4 番</p> <p>事務局</p>	<p>(榮委員)</p> <p>先程肥後委員がおっしゃった様に島の農地では多いと思うのですが、こういう案件は公共事業等で関わらないと上がって来ないと思うのです。これは公共事業の河川改修の関係で上がって来ましたが。</p> <p>(茂木住用分室長)</p> <p>ただ個人でも可能だとは思いますが。例えば委員が持っている土地の中で登記は回っていない、登記を回そうとしたら権利者が色々とおられて、一人どうしても行方不明で生きているのか死んでいるのか分からないと</p>

	<p>いう場合には、司法書士事務所を通じて裁判所に申し立てて審査を経て所有権が動くという形になると思います。登記が回っていない事例が沢山あって今からこういう事例も結構出て来るのではないかと考えています。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>今国会か何かで不明地をどうするかという法案を上げるみたいな形でありましたが、こういう形で裁判所に申し立てをする手続きが面倒くさいという事もあって、中々進まないと思うのです。</p>
事務局	<p>(茂木住用分室長)</p> <p>要は裁判費用とその土地の値打ちの問題だと思います。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>ただ個人でやる場合には裁判費用がどれ位掛かるのか個人負担ですので、これは県がやる県が全部持つ事になっているものだから、県もせざるを得ないから出来るのであって、個人でやるとなるとそれで費用を個人で払わないといけなくなると中々進まないと思います。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>県が全体の面積の内ある部分を買収し登記を回し、残りを個人でするのでなくて条件を付けてそれまで登記を回す様な方法というようなものはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>(茂木住用分室長)</p> <p>県の場合基本的には担当者が今であれば回せるので回した方が良いでしょうと、書類が揃いましたよと教えてくれれば良いのですが、実際は個人の財産であり個人の責任問題ですので、自分達で買う部分しか登記を回さないというのが基本方針です。情報として教えてもらえる事はあるかも知れません。基本方針とすれば買収する部分だけです。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>協議会に移します。</p> <p>正会に返します。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>

	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>日程第4</p> <p>議案第2号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には中棚委員に関する事項が含まれておりますので、中棚委員の退席を求めます。</p> <p>(中棚委員退席)</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます

よって、議案第2号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

中棚委員の着席を求めます。

(中棚委員着席)

日程第5

議案第3号名瀬・笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の取り消しの決定について、を議題といたしますが、本案には土浜委員に関する案件が含まれておりますので、土浜委員の退席を求めます。

(土浜委員退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

推進委員

(丸田委員)

笠利のNo.2は29年4月公社が認める要件を満たさず取り下げとなり29年10月再上程し公社利用権が再設定された、賃貸借から使用貸借へ平成29年12月1日から平成39年11月30日まで再設定されたとなっております

ますが、この利用権は消滅したのにどういう事ですか。

農林振
興課

(勇主査)

このケースはややこしいケースで、昨年5月定例会に上程して中間管理事業で貸借権で設定させて戴いて農地中間管理事業で機構が預かるという事で決定をされたのですが、その後当人同士間で農地の支払い条件を変えたいと、それであれば使用貸借契約になるという事で、農地中間管理権を設定したまま使用貸借にしたいという事で、10月定例会に上程させて戴き決定を戴いたケースですけれども、それ以前の遡っての設定の取り消しを上げていませんでしたので、その為の今回の処理という事になります。農地中間管理権はそのままずっと生きているとご理解戴ければと思います。契約内容が変わったので以前の契約は無効にしたいという形でご理解戴ければと思います。さかのぼりで今回それ以前の契約を消したいという事です。使用貸借で12月から再スタートという形になります。

議 長

(前山会長)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号名瀬・笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の取り消しの決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号名瀬・笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の取り消しの決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

土浜委員の着席を求めます。

(土浜委員着席)

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。
連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移します。

暫時休憩いたします。
議事を再開いたします。

- ・農地中間管理事業のビデオ

正会に戻します。
以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします
お疲れ様でした。

平成30年1月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進